

(仮称)鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例素案

鎌倉市では、歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定を予定しています。この素案について、みなさまからのご意見を募集します。

★意見募集期間

平成 28 年 6 月 15 日(水)から平成 28 年 7 月 14 日(木)まで

なお、ご意見の提出は、平成 28 年 7 月 14 日(木) 必着でおねがいします。

★提出方法

持参、郵送、FAX、Eメールにてお願いします。

持参・郵送 ☎248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

鎌倉市役所都市調整部建築指導課（市役所本庁舎 3 階）

F A X 0467-23-6939

Eメール kensi@city.kamakura.kanagawa.jp

※意見書の書式は特にありませんが、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。

※窓口を持参いただく場合は、上記期間内の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日は除きます）

※電話でのご意見はご遠慮ください。

★提出できる方

市内在住・在勤・在学か本市に納税義務のある方など

（鎌倉市意見公募手続条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定された「市民等」）

★閲覧場所

建築指導課、各支所、市のホームページ

★その他

いただいたご意見とご意見に対する市の考え方等については、整理したうえで平成 28 年 7 月下旬ごろ市のホームページにて公表いたします。なお、いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

【事務担当】

鎌倉市役所都市調整部建築指導課

☎0467-23-3000(内線 2529・2587)